

● 2009年9月定例会での上原ゆみ子議員の一般質問と答弁（大要）を紹介します。

上原ゆみ子（日本共産党、京都市伏見区）2009年10月1日

高い保険料・医療費！ 深刻な貧困！ 治療を受けられない、事実上の無保険状態が広がっている

【上原】

日本共産党の上原ゆみ子です。通告に基づき、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

まず、国民健康保険及び医療費等についてお聞きします。

わが国は、憲法25条の理念に基づき、いずれかの公的保険に加入する「国民皆保険制度」をとってきました。それは、お金のあるなしにかかわらず、国民の命と健康を保障するということです。

ところが、国の医療費抑制政策により、これが大きく崩されてきました。特に、国保への国庫負担率が大きく下げられる中で、保険料の引き上げと窓口の負担率の増大など、自己負担が増やされてきました。そして、やむなく保険料を納めることができない世帯に対し、全額窓口負担とされる資格証明書を発行し、医療を受ける権利を奪ってきました。国民皆保険と言いながら、事実上無保険状態を作っていることは、あってはならないことです。

私は最近、貧困と保険料や医療費の負担増がいかに深刻な問題を生み出しているかを思い知らされる事態に遭遇しました。Aさん男性35歳は、大きな商業地に新しくオープンする飲食店の店長として仕事に就きました。ところが、経営母体の会社が倒産となってしまう、たった3か月で突然解雇を言い渡されました。

次の仕事は見つからず収入のメドもたたない、最後の賃金は生活費と消え、電気は止められました。そのような中で、以前の交通事故の後遺症が悪化してしまいました。医療保険がないまま、近くの病院で診察を受けたのですが、全額自己負担の支払いは出来ず、検査入院が必要とのことでしたがそのまま帰宅しました。遠方に住む母親が心配し、電話をしましたが応答がありません。1週間近く連絡が取れず母親が息子の家を訪ねると、男性は部屋で倒れておりすぐに病院に運び込みました。

とりあえず母親が国保の加入手続きをとりましたが、この母親も、がんの手術を受けた直後で、抗がん剤治療を受けておられ収入はなく、がん保険で支払われた保険金で生活をしている状況です。この男性は入院を勧められましたが、とても医療費を支払うお金などなく、困りはてて私のところに相談に来られたのです。発見があと2～3日遅れていたらと思うとゾッとします。

この事例のように保険もない、お金もないという中で命を縮めるなどということは絶対にあってはなりません。私は、この立場から国保の無保険問題と医療費の窓口負担問題について具体的におうかがいします。

国民健康保険

「資格証」発行やめ、「短期証」は無条件に届けるべき

今年の2月議会で、わが党の新井議員が、保険証の取り上げはやめること、制裁ではなく、滞納世帯や資格書世帯に訪問による状況の調査をし、実態に応じた生活支援策など温かい対応をすること、それには府が市町村と協力してやるべきだと指摘しました。

答弁では、訪問調査と実態調査に要する経費について京都府の調整交付金で助成すると述べられました。しかし、京都市では4189件、宇治市202件、亀岡市53件など資格証明書の発行は続いています。大変な不況の中、加えて新型インフルエンザの流行が懸念されるとき、放置できな

い問題です。無保険と同じである資格証明書の発行はやめるべきです。いかがですか。

さいたま市では、滞納者の訪問調査を行った結果、「資格証明書の発行は収納率の向上に必ずしも結び付かない」とし、資格証明書の発行をやめました。2月議会のあと、府がどのように市町村と協力し改善されてきたのかお聞きかせください。

短期保険証の交付も京都市は15846件、宇治市は1166件、亀岡市1207件など大量に交付されています。その大半が3か月証であり、いつ無保険になるかわからないという大問題があります。

多くの自治体では、短期保険証の更新にあたっては、役所の窓口で保険料の納付相談がされ、いくら保険料を納めないと保険証を交付してもらうことができません。そのため窓口に取りにいかずに役所に短期保険証が止まったまま、「留め置き」状態になっています。

八幡市では、747世帯の保険証の「留め置き」がありましたが、新型インフルエンザ対策で5月に郵送措置が取られました。早速に63件もの受診があったとのこと。保険証があれば医療にかかりたい人が多くいることを示しています。しかしこの短期保険証は1か月証でしたので、今は多くが期限切れになっていると思われます。

そこでお尋ねします。いわゆる「留め置き」の短期保険証が市町村でどれくらいあるのかを掌握しておられるのでしょうか。おられるのなら、その数をお教えてください。そして留め置きされている短期保険証の世帯の中に、中学生以下の子どもがいる世帯は存在しないのか、非常に心配するところですが、本府として調査しておられますか。すべきと思いますが、いかがですか。そしてこのような状況を、どうお考えかお伺いします。

このように、短期保険証はあっても被保険者の手元に届いていなければ、無保険と同じです。新型インフルエンザの流行が益々心配される中、こういう無保険者を大量に作って良いのでしょうか。短期保険証は納付相談と切り離し、被保険者の手元に確実に届けるべきではありませんか。いかがですか。

子どもへの「短期証」、交付の状況調べて未交付無くせ

併せて、国保法が改正されこの4月から資格証明書を発行している世帯で中学生以下の子どもがいる世帯においては短期保険証を交付するとなりました。その後、子どもに限定したものでないとし、被保険者が病気になって一次払いが困難な場合も、短期証を交付できるとしました。

子ども世帯への短期保険証は6か月とされていますが、この10月に期限が切れるわけです。前倒しで早く実施した自治体もありましたが、引き続き、速やかに再交付がされているのか本府として掌握しておられますか。お答え下さい。

【知事】 国民健康保険についてだが、資格証明書は国民健康保険法に基づいて、特別の事情もないまま、一年以上保険料や保険税を滞納している世帯に対し、被保険者証に代えて交付するものがあります。

従って、京都府におきましては、納付相談にまったく応じないとか、保険料を支払う能力が有るにもかかわらず、資力に見合った納付計画が示されていないなど、真にやむを得ない場合の手立てとして交付すべきものと考えており、従前から被保険者の個別事情を踏まえ、実態に見合った適切な運用が行われるよう、市町村に対し助言・要請をして参ったところでもあります。

併せて、市町村におけるこうした取り組みを支援するため、滞納者の生活実態把握にかかる先進的な取り組み事例を収集し、市町村会議や研修などで提供いたしますと共に、平成20年度からは、府調整交付金によりまして、生活実態把握にかかる経費などの助成を行っております。昨年は4市

町に対し交付したところであり、交付を受けた市町では、個別訪問などにより、多重債務相談対応や生活保護申請の指導、分割納付計画の策定等に取り組まれた結果、短期被保険者証への切り替えなどの改善が見られたところであり、

今後とも、調整交付金の積極的な活用等により、滞納されている方の生活実態把握の取り組みがより一層推進するよう、引き続き支援をしたいと考えています。

【健康福祉部長】 短期被保険者証についてだが、保険料を滞納している世帯主などと直接接し納付相談や世帯の実態を把握するために交付するものであり、交付世帯は、昨年6月1日現在約25000世帯で、その内、中学生以下の被保険者がいる世帯は、概ね約2割程度になっていると考えております。

また、直接接する機会が得られない等の理由で短期保険証書が未交付となっている世帯は、平均して2～3割程度と把握していますが、速やかに交付することが大切であるため、市町村にはくり返し滞納者と連絡を取る、自宅を直接訪問する等、滞納者との接触が図れるようきめ細かな対応を要請している所であり、

資格証明書交付世帯における中学生以下の子どもに対する短期被保険者証の更新につきまして、既にすべての該当市町村で交付手続きが完了していることを確認しております。

国保の一部負担金減免制度

活用状況調べ、制度の役割発揮できるよう助言と支援を

【上原】

次に、窓口負担が心配で医療にかかれない人を救済するための制度についてです。

まず、国民健康保険の一部負担金免除制度です。

国民健康保険法の第44条第1項で、「保険者は特別の理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免猶予の措置を採ることができる」とされています。

しかし、この制度は自治体によって運用にバラツキがあり、またこの制度を知らない住民も多くおられ、活用がされていません。

大阪府では2006年の実施件数は6175件。本府では393件となっています。京都市360件、八幡市は22件、宇治市は7件、その他4件となっています。

京都府で現在基準を定めた制度を持っている市町は23となっており、持っていないのは南山城村、井手町、南丹市の3つです。しかし制度を持っていても申請書が置いてない、京都市では治る見込みがなければダメと拒否されるなど、基準が厳しく申請しても却下されるなど、亀岡市や綾部市をはじめ、多くのところで実施はゼロとなっているのが現状です

一部負担金免除は、国保法で明記されており、条例などに規定をしなくても活用できるものです。こういった窓口での混乱が起きないようにするため、現在どういう実施状況なのか本府として調査を行い、実施できるように市町村に財政支援も含めて助言すべきと思いますがいかがですか。

【健康福祉部長】 一部負担金の減免ですが、被保険者の生活実態を最も良く承知している市町村が、給付と負担のバランスを踏まえ、適切に判断されている所ではありますが、京都府といたしまして、法の趣旨を踏まえた運用が行われるよう助言・要請を行っています。

現在国において、一部負担金減免等のモデル事業が実施され、国の調整交付金による財政支援が行われることとなっていますが、今後、モデル事業の結果を踏まえて、制度化の検討が行われる予定でありますので、京都府としては、早期の制度化が図られるよう要請して参りたいと考えています。

無料低額診療事業

府立の病院や公的病院で実施し、活用できる制度に

【上原】

次に、無料低額診療事業についてお聞きします。

無料低額診療事業は、医療費の自己負担分を払うことが困難な低所得者の方々が、医療を受ける権利を守るために大きな役割を果たしています。京都市内では27の医療機関が実施していますが、京都市以外では、京丹後市、舞鶴市、綾部市、宇治市、長岡京市にある5つの病院でしか実施されていません。府は、「少ないとは思っていない」と答弁されていますが、これでは、利用したくても利用できないのが実際です。

貧困が広がるなかで、府民の命を守るために、府立医科大学附属病院や府立与謝の海病院をはじめとした府立の病院でも、無料低額診療事業を実施すべきではありませんか

また、この事業を行う医療機関に対し法人税や固定資産税等の軽減が行われますが、医療機関の多くを占める「医療法人」の場合、税の軽減などの支援がほとんどなく、「持ち出し」となるため実施されていません。

国に制度改善を求めるとともに、実施医療機関に府独自の援助を行い、多くの医療機関がこの事業に取り組みれるようすべきではありませんか。

併せて、多くの府民がこの制度を知りません。府のホームページにも紹介されておらず、広報は実施医療機関まかせなのが実情です。府として公共施設などでのポスター掲示なども含め、わかりやすい形での広報を強めるべきではありませんか。お答えください。

【健康福祉部長】 無料低額診療事業につきましては、その対象者は、生活保護世帯やそれに準じた低所得の方々であることから、各福祉事務所が窓口となり、医療だけでなく生活全般の相談支援と併せて利用される必要があると考えております。

今後とも、各福祉事務所を通じて周知を図りますと共に、生活保護をはじめ、関係福祉策と十分連携する中で有効に活用がはかれるよう、福祉事務所に対し指導・要請をして参りたいと考えております。

また、本制度は、税制減免措置はあるものの、減免した医療費は実施医療機関の負担となるため、実施するかどうかは、地域の実情や患者の状況を踏まえ、実施主体が自ら判断されるものであることから、一律にお願いするものではないと考えています。

尚、府立の病院では、経済的理由により医療費の支払いが困難な方には、減免規定に基づく申請により、一部または全部を免除できることになっております。

制度改善を国に求めよということですが、医療費にかかる個人負担については、本来、低所得者の方々が経済的理由により医療を受けられないことが有ってはならないとの立場から、生活実態を踏まえ、その負担が過度とならないような仕組みを構築するよう、以前から国に要望している所であり、引き続き要望して参ります。

また、京都府としては、障害者、高齢者、母子家庭等、社会的に弱い低所得の方々を対象に、市町村と共同して、独自の福祉医療制度を実施している所であり、今後ともこれらの制度を活用しながら対応して参りたいと考えています。

子どもの医療費助成制度 国に無料化を求め 府として、せめて、通院も小学校卒業まで無料に

【上原】

最後に、子どもの医療費助成制度の拡充についてです。

保険料は高く、その上、窓口負担が3割もかかるという、こういう医療保険制度は世界でも例をみません。ヨーロッパの多くの国の窓口負担は無料です。医療保険というのは万が一のときのために保険料を払っているのです。それなのに病気になったらまた窓口負担が3割もかかるのは保険ではありません。医療費の窓口負担はせめて子どもやお年寄りには無料にすべきです。

子育て世帯が安心して子育てができるよう府が応援をすること、子どもの医療費の助成制度は本府として実施していますが市町村によって助成が違います。中学卒業まで何らかの助成をしている自治体は5つあり、南丹市では高校卒業までとなっています。東京では中学卒業まで助成をしています。

本府として、せめて通院も小学校卒業まで無料に拡充すべきではありませんか。また、窓口で立て替え払いをしなくてもいいように現物給付とすべきです。

そしてこれを国の制度としてやれば、更に充実させることができます。本府として「子どもの医療費の助成制度」の拡充を行っていくこと、また国の制度として行うべきと要望していただきたい。いかがですか。

【健康福祉部長】 子どもの医療費助成についてですが、平成19年9月に大幅な制度拡充を行い、厳しい財政事情の中、全国でもトップクラスの制度となっている所であり、この制度の維持に努めてまいりたいと考えています。

議員ご指摘の現物給付化につきましては、審査支払機関や市町村、医療機関において新たなシステムを構築する必要が生じることになり、多額の経費を要する等、多くの課題が有りますが、市町村等のご意見をお聞きしながら、引き続き研究を続けて参りたいと考えています。

また、子育て支援医療費助成事業をはじめ、医療にかかわるセーフティネットとして必要不可欠なものであることから、これまでからナショナルミニマムとして国において早期に実現されるよう、提案・要望してきたところです。引き続き、国に対し制度化を求めて参りたいと考えています。

再質問（指摘）

「短期証」未交付の子どもの放置は、重大な問題 知事は、府民の命を守るため、手だて講じよ！

【上原】

資格証明証ですが、広島市では、資格証明書の発行世帯で、医療にかかれず、死亡された事例が多く起きていることを受け止めて、資格証の発行をやめました。

短期保険証については、期限が切れたらすぐに再交付を郵送で送るべきだと思います。そして、「留め置き」措置はやめるべきだと思います。

「留め置き」の中に、今、2割中学生以下のお子さんがあるということが言われましたが、これは重大なことだと思います。

府が市町村と協力して、訪問による調査を行う場合には、生活保護の相談も始め、福祉事務所につなぐなど温かい支援を行うことが求められています。

先ほど紹介した、私の経験した事例ですが、もし、あの方を何もしないで放置しておけば、医療

にかかれない、保険料も払えず滞納が増えていく。その先に待っているものは何かとすることを考えると、命を守るために行政が取るべき姿勢が大きく問われています。

無保険者を無くす、生活困窮者には保険料の猶予・減免を行う、医療費が払えない人には必要な制度を活用し治療を受けられるようにすることは、地方自治体の責任であり、本腰で府民の命を守るための手立てを講じるべきではないでしょうか。このことを指摘し次の質問に移ります。

京都市内 夜間定時制高校 募集定員

定時制高校の今日的意義と多面的な役割認識し 募集定員増等で生徒の願いに応えるべき

【上原】

次に、京都市内夜間定時制高校の募集定員についてです。

定時制高校の果たしている役割は今や多面的でありその意義は大きいものがあります。中学生時代に不登校を経験した生徒や高校を中退してやり直しに入ってきた生徒など様々です。時代とともに生徒のありようも変化してきています。

今年、定時制高校を卒業したA君は中学のときにクラスに馴染めず、また親の収入にゆとりのないことを知っていて、最初から定時制高校を希望していました。入学したころは顔を上げることができずにいましたが、バスケット部に入り、定時制の全国大会で入賞するなど良い結果を出すことができ、誇りを持って卒業していきました。A君の弟はこの春定時制に入学しましたが、小学校、中学校で育成学級に通学していた生徒もいっしょになりました。その生徒が大きな声をあげても、からかわれずにイジメにあうこともなく、みんなと過ごしている。また、入学式の次の日から来なくなった生徒が久しぶりに学校にきて、年上の生徒から「学校に来いよ」といろいろ親身に声をかけてもらいそれから続けていると語ってくれました。これまで周りに馴染めなかった、けれど社会の一員になるための力を付けたい、そんな思いを受け止めてくれ、温かい人間関係に気づかせてくれる。多くの卒業生や保護者がそう感じている定時制高校は大きな意義があり、高校に行きたいと願う子どもの希望を保障する場として重要なことは言うまでもありません。

しかし、その定時制高校の募集定員が減らされてきました。桃山高校定時制の普通科が80人から40人に減らされ、西京高校定時制が10人減らされたままです。それにより、ここ数年、京都市内で大量の不合格者を生み出しています。2007年では42人、2008年では76人、2009年は58人が不合格となりました。

大阪府では今年2次募集で167人も不合格者を生み出しましたが、もう一度機会を設けるとし、異例の補欠募集を実施され全員合格できる枠を広げました。

昨年、定時制高校に入学したC子さんは、中学生のとき原因不明の高熱を何度も出し学校を長期に休み、十分な学力を身につけることができず、定時制を希望しました。定数が減らされたと聞き、合格は無理だろうと半分以上あきらめて発表をまともに見ることが出来ませんでした。C子さんは合格しました。が、同じ中学から受験した生徒が不合格になり、その生徒は進学をあきらめアルバイトをしているとのことでした。

今年も、保護者や卒業生など「募集定員を増やしてほしい」の運動と署名がとり組まれ、署名7497筆を添え、教育委員会に請願を出されました。

府の教育委員会定例会において委員の方から「7000という署名は大きく受け止める必要がある」別の委員からは「全日制でも定時制でも辞めていく生徒はいる。昔は別の人生の道があった。しかし、今の時代中卒で入れるところはない。義務教育でないとするばどこにも入れなかった子ど

もはどうか。」とか、定数の考え方として「ふたを開けると希望者が多い結果となることに
対して、府教育委員会はどう考えているのか」意見が出されました。

9月に中学3年生に対して進路希望調査をされ、12月に再度進路希望調査をされます。募集定
員は8月に決められます。夜間定時制の最終志願者は募集定員の約2倍となっています。

2008年2月では、40名の定員にたいして77名の志願者でした。最初は希望者が少なく
ても、最終的に志願者が増えるのが定時制高校の特徴であり、昨年来の景気悪化のもとで経済的
にも2次募集を受ける生徒も増えることが予想されます。にもかかわらず2010年の募集も減らされ
たままになっています。

そこでお聞きします。貧困と経済的格差が広がるなかで、貧困の連鎖を繰り返さないために、セ
ーフティネットとして定時制高校の果たす役割はますます重要になっています。定時制高校の今日
的意義についてどのようにお考えですか。

募集定員を増やし、希望する生徒を受け入れること、そのための態勢を整えるべきと考えますが
いかがですか、お答えください。

【教育長】 公立高等学校の定時制についてだが、定時制は元来、勤労青少年に高校教育の機会を
保障する趣旨で設けられていますが、近年は、ご紹介のとおり、様々な動機や学習歴を持って入学
してくる生徒の割合が高まってきている状況にあります。そのため、各学校においては、学校をあ
げて、生徒一人ひとりの状況に応じて、きめ細かい指導を行っている所であります。

京都市内の夜間定時制につきましては、例年、志願者総数が募集定員を下回る状況でして、定員
に満たない学校について、第2次募集を実施している所であります。

また、中学生の進路希望状況を見ましても、毎年9月時点においては、京都市内定時制を希望す
る生徒は募集定員の4分の1にも満たない状況であり、多くの生徒が全日制を希望しております。

このような状況を踏まえて、来年度の入学者選抜におきましては、京都市内定時制の募集定員を
今年度と同数とした上で、全日制の定員を大幅に増やしたところであります。

今後とも、全日制や通信制も含めた、すべての府立高校におきまして、生徒や保護者の多様なニ
ーズに応えられる高校教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えています。

再質問（要望）

一人ひとりの生徒を大切にす教育を行い 定時制高校での学習の権利の保障を

【上原】

全日制の募集を増やしていると言われましたが、全日制と定時制ではそのあり方が違います。
最終的に全日制から定時制に進路変更する生徒もいます。色々な事情で定時制しか望めない生徒
が、3年間で176人も不合格とされてしまっていることを重く感じるべきです。

一人ひとりの生徒が大事にされる教育を行う事、定時制高校での学習の権利を保障すべきであ
って、切り捨てるべきではありません。

京都市内定時制高校の募集定員を、増やしていただくことを、強く要望し質問を終わります。
ご静聴ありがとうございました。